

大口町告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の3の規定に基づき大御堂自治会規約の変更を認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成31年2月21日

大口町長 鈴木雅博

1 変更があった事項

(1) 規約に定める自治会費の金額変更

自治会費を年額3,000円とし、その内訳は運営費分2,000円、修繕積立分1,000円とする。

(2) 役員に対する手当の規定を追加

総代、顧問、会計に役員手当として相当額を支給する。

(3) 変更の年月日

平成30年4月1日